

令和8年第2回隠岐の島町議会定例会会議録

招 集 年 月 日 令和8年6月19日

招 集 場 所 隠岐の島町下西78番地2 隠岐の島町役場

開 会 (開議) 令和8年6月19日 (金) 9時30分 宣告

会議録署名議員の氏名 9番 菊 地 政 文 議員 10番 西 尾 幸太郎 議員

1. 出席議員

1番	松 山 貢	7番	齋 藤 則 子	12番	前 田 芳 樹
2番	村 上 一	8番	村 上 謙 武	13番	石 田 茂 春
4番	脇 田 千代志	9番	菊 地 政 文	14番	高 宮 陽 一
5番	山 田 浩 太	10番	西 尾 幸太郎		
6番	牧 野 牧 子	11番	安 部 大 助		

1. 欠席議員 3番 西 村 万里子

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池 田 高世偉	水 産 振 興 室 長	木 瀬 高 宏
副 町 長	大 庭 孝 久	建 設 課 長	岸 本 則 和
教 育 長	野 津 浩 一	都 市 計 画 課 長	石 田 傑
会 計 管 理 者	野 津 千 秋	環 境 課 長	原 秀 人
総 務 課 長	宇 野 慎 一	エネルギー対策室長	野 津 寿 天
危 機 管 理 室 長	柳 原 潔	国民スポーツ大会推進課長	田 崎 幸 雄
地 域 振 興 課 長	橋 本 博 志	上 下 水 道 課 長	藤 田 将 之
財 政 課 長	池 本 繁 樹	布 施 支 所 長	坂 本 忠
施 設 管 理 課 長	堀 川 秀 樹	五 箇 支 所 長	石 橋 忠 夫
税 務 課 長	島 根 美 香	都 万 支 所 長	近 藤 勝 志
町 民 課 長 補 佐	山 本 幸 子	中 出 張 所 長	黒 川 直 照
保 健 福 祉 課 長	中 村 恒 一	総務学校教育課長	金 井 和 昭
住 民 福 祉 担 当 課 長	茶 山 宏	社 会 教 育 課 長	砂 川 祐 一
商 工 観 光 課 長	藤 野 一	中 央 公 民 館 長	藤 田 留 美
農 林 水 産 課 長	曾我部 一 彦		

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長 田 中 挙 事 務 局 長 補 佐 前 田 静 香

1. 町長提出議案の題目

- 報告第 1 号 令和7年度隠岐の島町一般会計繰越明許費繰越計算書について
報告第 2 号 令和7年度隠岐の島町一般会計事故繰越し繰越計算書について
報告第 3 号 令和7年度隠岐の島町水道事業会計予算繰越計算書について
報告第 4 号 令和7年度隠岐の島町下水道事業会計予算繰越計算書について
承認第 3 号 隠岐の島町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
承認第 4 号 隠岐の島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分について
承認第 5 号 令和7年度隠岐の島町一般会計補正予算（第10号）の専決処分について
承認第 6 号 令和7年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）の専決処分について
承認第 7 号 令和7年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について
議 第 44号 隠岐の島町印鑑条例の一部を改正する条例
議 第 45号 隠岐の島町地区集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
議 第 46号 隠岐の島町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例
議 第 47号 隠岐の島町健康づくり推進協議会条例の一部を改正する条例
議 第 48号 町道路線の認定、変更について
議 第 49号 工事請負変更契約の締結について〔油井漁港沖防波堤改良工事〕
議 第 50号 工事請負契約の締結について〔隠岐ポートプラザ2階改修工事（2期）〕
議 第 51号 物品購入契約の締結について〔学習者用タブレット端末購入〕
議 第 52号 物品購入契約の締結について〔学校給食配送車購入〕
議 第 53号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町自動車練習施設〕
議 第 54号 令和8年度隠岐の島町一般会計補正予算（第1号）

議事の経過

○議長（安部大助）

ただ今から、令和8年第2回隠岐の島町議会定例会を開会いたします。

（開議宣告 9時30分）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第125条の規定により9番：菊地 政文 議員、
10番：西尾 幸太郎 議員を指名します。

日 程 第 2. 会 期 の 決 定

「会期の決定」の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月30日までの12日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声を確認）

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日から6月30日までの12日間に決定いたしました。

日 程 第 3. 諸 般 の 報 告

去る、令和8年第1回定例会以降の議会に関する行事・会議等は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

主なものについて、ご報告申し上げます。

まず、5月9日に「第54回しげさ踊りパレード」が開催され、議員有志で参加いたしました。私も参加し、各団体の趣向を凝らした踊りを拝見するとともに、本格的な観光シーズンの到来を実感したところであります。

次に、5月19日に「隠岐島町村議会議長会定期総会」が西ノ島町で開催され、規約の改正及び申し合わせ事項について協議いたしました。知夫村議会・^{よろず}萬 議長のもと、隠岐島4島町村議会が連携し、行政発展のため互いに協力していくことの重要性を改めて感じました。

次に、5月28日には北海道議会による行政視察があり、私と菊地議員で対応いた

しました。視察では、隠岐ジオパーク推進機構の取り組みや竹島問題について意見交換を行いました。特に竹島問題については、北方領土問題に取り組む北海道議会議員との意見交換を通じ、問題解決に向けて積極的に取り組む必要性を再認識したところであります。

行政視察関係では、6月1日に東広島市議会議員3名が来町され、地域おこし協力隊2名を交え意見交換を行いました。

さらに、6月3日には再度来町され、隠岐水産高等学校の現地視察を行うとともに、りよくすいりょう緑水寮の見学をされたと伺っております。

次に、5月30日に「住民と議会との懇談会」を隠岐島文化会館、中出張所、五箇生涯学習センター、及び岬町集会所の4会場で開催いたしました。今回はテーマを設けずに実施し、町民の皆様と自由闊達な意見交換をすることができました。

最後に、請願・陳情につきましては、本日までに1件の請願、及び1件の陳情を受け取りました。

お手元に配付の「請願・陳情文書表」のとおり、請願は所管の常任委員会に付託し、陳情は議員配付といたしました。

以上、ご報告いたしました会議等に関する資料は事務局に保管してありますので、必要に応じてご覧ください。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

日 程 第 4. 行 政 報 告

「行政報告」を行います。

番外：池田町長

○番外（町長 池田 高世偉）

おはようございます。

令和8年第2回隠岐の島町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

梅雨に入り、木々の緑が一層色濃くなる時期となりましたが、議員各位には、ますますご壮健のご様子、まずもってお慶び申し上げます。

本日、令和8年第2回隠岐の島町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙にも関わりませず、ご出席をいただきありがとうございます。

本議会は、条例の一部改正、令和8年度一般会計補正予算など20件の諸議案をご提案させていただきます。

どうか、十分なるご審議をいただきますとともに、私ども執行部に適切なご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、3月に開催をいたしました「令和8年第1回隠岐の島町議会定例会」以降の、主な事項につきまして、報告をいたします。

最初に、海の見える交流館建設に係る「中町地区意見交換会」の開催につきまして、ご報告申し上げます。

4月26日、隠岐ポートプラザ2階大会議室におきまして、中町1町内から9町内を対象とした住民意見交換会を開催し、21名の方にご参加いただきました。

意見交換会では、参加者の方より、みちの安全対策、海の見える交流館の必要性、広場・駐車場・駐輪場の整備など、幅広いご意見をいただきました。

私からは、みち、敷地、広場を一体的に活用する計画の考え方を説明するとともに、広場の使い方につきましては、子供たちも含めた住民の皆様と社会実験を行いながら計画を進めることをお答えさせていただいたところであります。

若い世代が帰ってきたいと思えるまちづくりへの期待の声も多く頂いており、引き続き丁寧な合意形成に努めてまいります。

次に「2026 島まつり」につきまして、ご報告申し上げます。

5月9日、10日の両日にわたり「島まつりイベント」を開催いたしました。初日の「第54回しげさ踊りパレード」には、島内外の21団体、約700名にご参加をいただきました。本年は天候に恵まれたことや、新しい団体の出場もあり、大いに盛り上がるパレードとなりました。

また翌日の「第39回隠岐しげさ節全国大会」では、子供から大人まで延べ99名の皆様に出場をいただき、日頃の練習の成果を披露していただきました。大会終了後には、ゲストの方々との交流会が行われ島内外の愛好家の皆様が、しげさ節を介して楽しい時間を過ごされておられました。

隠岐の伝統芸能である隠岐民謡を核とした当イベントは、長い歴史の中で、多くの町民の皆様の、ご理解とご協力をいただきながら定着してきたイベントであると考えております。この場をお借りいたしまして、皆様に深く感謝を申し上げます。

次期開催に向けまして、更に充実したイベントとなりますよう、準備を進めてまいりますので、引き続きご支援とご協力をお願いいたします。

次に、「全国離島振興協議会通常総会」への出席につきまして、ご報告申し上げます。

6月1日、長崎県新上五島町におきまして、「令和8年度 全国離島振興協議会通常総会」が開催され、出席いたしました。

本年度は、年度末で期限を迎える「有人国境離島法」の改正・延長に向け、諸活動を推進すべき重要な年であります。これまでの成果を生かしつつ、「離島振興関係五法」の趣旨を踏まえ、新たな時代の要請に対応した活力ある離島振興にまい進することが求められています。

総会では、国の離島振興基本方針に基づく事項の完全実施など、5つの重点推進項目を含む、合わせて23の推進項目を定め、決議されたところであります。また「離島航路・航空路支援の法整備の早期実現」や、航路・航空路運賃の引き下げなどの4項目を定めた「離島交通政策の抜本拡充に関する特別決議」につきましても、全会一致で決議されました。

引き続き、「有人国境離島法」の改正・延長、法整備の充実、そして必要予算の確保につきまして、積極的に要望活動を行ってまいります。

次に、島根県立大学へのゲスト講師としての出席について、ご報告申し上げます。

6月4日、島根県立大学浜田キャンパスにおいて開催されました、島根県立大学「地域政策概論」にゲスト講師として出席いたしました。

地域政策学部の学生157名を対象に、「隠岐の島町における地域政策」をテーマとし、本町が掲げる重点プロジェクトの他、最重要課題と位置づけております人口減少対策、また「3つのよかったが響くまちづくり」の実現に向けた取組について講義を行いました。

今回の講義が、受講された学生の皆様方にとって、今後大学生活を送り、社会へ旅立つ上で、少しでもお役に立つことを願っております。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく、関係法人の経営状況を説明する書類につきまして、ご報告申し上げます。

公益財団法人 隠岐の島町農業公社、株式会社 ふせの里、及び公益財団法人 隠岐の島町教育文化振興財団の経営状況に関する書類を、隠岐の島町議会議長に提出いたしました。

内容につきましては、議会最終日に予定されております全員協議会におきまして、所管課から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上、主な事項につきましてご報告申し上げますが、3月の定例会以降、私の出席いたしました会議や諸行事の詳細につきましては、後に掲載いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

最後になりますが、いよいよ明後日に第19回隠岐の島ウルトラマラソンを開催いたします。全国35の都道府県からご来島されるランナーの皆様が、「訪れて良かった」、そして地元のラ

ンナーや町民の皆様が「住んで良かった」と感じていただけるよう、真心を持って大会運営に努めてまいります。

大会当日は、道路の通行規制等で町民の皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、議員各位をはじめ、町民の皆様にご理解とご協力をお願いし、令和8年第2回議会定例会の行政報告といたします。

○議長（ 安 部 大 助 ）

以上で、「行政報告」を終わります。

日 程 第 5. 町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の報告第1号「令和7年度隠岐の島町一般会計繰越明許費繰越計算書について」から議第54号「令和8年度隠岐の島町一般会計補正予算（第1号）」までの20件を一括して議題といたします。

日 程 第 6. 提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました20件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：池田町長

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

本日提案いたしました諸議案について、ご説明申し上げます。

まず、報告第1号の「令和7年度隠岐の島町一般会計繰越明許費繰越計算書について」ですが、令和7年度予算のうち、戸籍住民登録事務から道路橋梁災害復旧事業までの23事業につきまして、令和8年度に明許繰越いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第2号の「令和7年度隠岐の島町一般会計事故繰越し繰越計算書について」ですが、令和7年度予算のうち、観光振興事業につきまして、令和8年度に事故繰越いたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。

次に、報告第3号の「令和7年度隠岐の島町水道事業会計予算繰越計算書について」ですが、令和7年度予算のうち、配水施設整備事業につきまして、令和8年度に予算繰越いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

次に、報告第4号の「令和7年度隠岐の島町下水道事業会計予算繰越計算書について」で

ありますが、令和7年度予算のうち、管路建設事業につきまして、令和8年度に予算繰越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

続きまして、承認第3号から承認第7号までの5件につきましては、条例の一部改正、及び一般会計、特別会計の補正予算に関する議案でありまして、去る3月31日に地方自治法第179条第1項の規定を適用して専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

まず、承認第3号の「隠岐の島町税条例の一部を改正する条例の専決処分について」であります。また、「地方税法等の一部を改正する法律」が令和8年4月1日から施行されることに伴い、関連する条例の一部を改正いたしました。

主な改正点は、1点目に、個人町民税について、申告手続き及び税額控除制度の見直しに伴う改正、2点目に、軽自動車税について、環境性能割が廃止されることに伴う改正、3点目に、固定資産税について、家屋及び償却資産の免税点が引き上げられることに伴う改正であります。

このほか、地方税法等の改正に伴い、関連する条項の改正を行っております。

次に、承認第4号の「隠岐の島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分について」であります。また、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」が令和8年4月1日から施行されることに伴い、関連する条例の一部を改正いたしました。

主な改正点は、1点目に、非常勤消防団員等の補償基礎額の改定、2点目に、消防作業従事者等の補償基礎額の改定、3点目に、扶養に係る補償基礎額の加算額の改定であります。

次に、承認第5号の「令和7年度隠岐の島町一般会計補正予算（第10号）の専決処分について」であります。また、歳入歳出予算の補正額は、3億6,910万1千円の減額でありまして、補正後の予算額を207億570万2千円といたしました。

補正の主な内容は、地方譲与税、交付金及び地方交付税の確定に伴う歳入補正のほか、各事業の実績により、財源組替や事業費を減額するとともに、国民健康保険事業勘定繰出金を増額しております。

あわせて、「繰越明許費補正」及び「地方債補正」を行っております。

次に、承認第6号の「令和7年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）の専決処分について」であります。また、歳入歳出予算の補正額は830万円の減額でありまして、補正後の予算額を18億4,543万7千円といたしました。

補正の主な内容は、実績により、保険給付費、特定健康診査等事業費及び保険税還付金を減額いたしました。

歳入におきましては、一般会計繰入金を増額し、基金繰入金、県支出金及び国民健康保険税を減額いたしました。

次に、承認第7号の「令和7年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について」であります。歳入歳出予算の補正額は660万9千円の減額でありまして、補正後の予算額を4億9,151万9千円といたしました。

補正の主な内容は、実績により、後期高齢者医療広域連合納付金及び健康診査等事業費を減額いたしました。

歳入におきましては、後期高齢者医療保険料を増額し、健康診査等事業受託収入及び一般会計繰入金を減額いたしました。

続きまして、議第44号から議第47号の4件につきましては、条例の改正に関する議案であります。

まず、議第44号の「隠岐の島町印鑑条例の一部を改正する条例について」であります。窓口において印鑑登録証の提示のない場合であっても、マイナンバーカードの提示により印鑑登録証明書が取得できるよう、所要の改正を行うものであります。

次に、議第45号の「隠岐の島町地区集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について」であります。本年3月に新築移転工事が完了いたしました蛸木集会所につきまして、所在地の変更を行うものであります。

次に、議第46号の「隠岐の島町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について」であります。物価高騰により各児童クラブの食材費の負担が増えておりますことから、保護者の皆様に負担していただく給食費につきまして、所要の改正を行うものであります。

次に、議第47号の「隠岐の島町健康づくり推進協議会条例の一部を改正する条例について」であります。本町の施策や社会情勢の変化等に柔軟に対応するため、設置している部会の構成につきまして、所要の改正を行うものであります。

続きまして、議第48号の「町道路線の認定、変更について」であります。国道の移管に伴い1路線を認定するものであります。

また、道路としての機能を有していない区間の削除、認定漏れ区間の認定、主要地方道の移管に伴う認定漏れにより、4路線を変更するものであります。

続きまして、議第49号から議第52号の4件につきましては、工事請負契約及び物品購入

契約の締結に関する議案であります。

まず、議第 49 号の「工事請負変更契約の締結について〔油井漁港沖防波堤改良工事〕」についてであります。起工測量の結果、測量設計後の堆積土砂が確認され、^{とこぼり}床堀等の作業土工が増工となったこと、及び基礎捨石施工後に既設防波堤から流入した土砂の撤去が必要となりましたことから、工事請負変更契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 50 号の「工事請負契約の締結について〔隠岐ポートプラザ 2 階改修工事(2 期)〕」についてであります。去る 5 月 27 日、8 者による指名競争入札を執行いたしましたところ、株式会社 吉崎工務店が落札いたしましたので、同社と契約金額 1 億 1,990 万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 51 号の「物品購入契約の締結について〔学習者用タブレット端末購入〕」についてであります。令和 3 年度及び 4 年度で整備いたしました、児童生徒 1 人 1 台の学習者用タブレット端末が更新時期を迎えますことから、島根県が調整役となり県内自治体が共同調達することとなりました。去る 5 月 18 日に島根県教育委員会で行われましたプロポーザル審査会の結果、ティーエスケイ情報システム 株式会社が最優秀提案者として選定されましたので、同社と契約金額 5,491 万 2 千円で物品購入契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 52 号の「物品購入契約の締結について〔学校給食配送車購入〕」についてであります。去る 5 月 22 日、4 者による指名競争入札を執行いたしましたところ、有限会社 太陽車輛が落札いたしましたので、同社と契約金額 914 万円で物品購入契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

続きまして、議第 53 号の「指定管理者の指定について〔隠岐の島町自動車練習施設〕」についてであります。隠岐の島町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第 5 条の規定に基づき、非公募により当該施設の指定管理者の候補者として選定いたしましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求めるものであります。

続きまして、議第 54 号の「令和 8 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 1 号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は、3 億 9,310 万 7 千円の追加でありまして、補正後の予算額を 202 億 7,310 万 7 千円とするものであります。

補正の主な内容は、都市再生整備事業、道路維持管理事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業、林業振興事業、農業経営対策推進事業等に要する経費の計上であります。

あわせまして、「債務負担行為補正」及び「地方債補正」を行うものであります。

以上、20 件の諸議案につきましてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（ 安 部 大 助 ）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 9 時 5 8 分 ）

（ 全員協議会開会宣告 9 時 5 8 分 ）

○議長（ 安 部 大 助 ）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 全員協議会閉会宣告 1 0 時 0 9 分 ）

（ 本会議再開宣告 1 0 時 0 9 分 ）

日 程 第 7. 休会について

「休会について」を議題といたします。

お諮りします。

6 月 22 日は委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声を確認 ）

「異議なし」と認め、そのとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

次の本会議は、6 月 23 日に開き「一般質問」を行います。

本日は、これにて散会いたします。

（ 散 会 宣 告 1 0 時 1 0 分 ）

以 下 余 白